

桜井東中学校区義務教育学校制服等製造事業者選考に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本要領は、令和 10 年 4 月に開校予定の桜井東中学校区義務教育学校において、児童生徒が着用する制服（以下「新制服」という。）の選考にあたり、優れたデザイン性、機能性、経済性及び多様性（LGBT 等）への配慮を含む安定した供給体制を有する業者を、公募型プロポーザル方式により選考することを目的とする。

2. 業務の概要

1. 業務名：桜井東中学校区義務教育学校制服等製造業務

2. 本プロポーザルの選定対象：

- 前期課程（1 年生～6 年生）

上着：紺色イートン型（校章付）

インナー：白無地ポロシャツ（長袖・半袖）

下衣：紺色半ズボン、スカート（冬用素材及び夏用素材）

- 後期課程（7 年生～9 年生）

上着：紺色ブレザー型（校名・校章等の表示一切なし）

インナー：白無地ポロシャツ（長袖・半袖）

下衣：スラックス、スカート（冬用素材及び夏用素材）

3. 体操服等に関する協議：

- 本プロポーザルにより選定された最優秀提案者とは、新制服のデザイン決定後、体操服（運動着）等の選定、デザイン及び供給体制についても別途協議を行うものとする。

4. その他：

- 開校予定：令和 10 年 4 月
- 施設形態：施設分離型（現行の桜井市立朝倉小学校・桜井東中学校）
- 児童生徒数：児童 159 人、生徒 108 人（令和 10 年 4 月見込み）

※令和 13 年 4 月（予定）より施設一体型として現初瀬小学校で運営
既存の制服は開校後も移行期間として着用を認めるものとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 桜井市から入札参加停止措置等を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 134 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (6) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 市内の販売店を通して供給可能であること。
- (8) 過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度）に奈良県内の公立小学校、公立中学校及び公立義務教育学校に納入実績がある制服製造業者であること。

4. スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施要領の告示	令和 8 年 7 月 1 日（水）
質問書提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 5 時まで
質問の回答	令和 8 年 7 月 14 日（火）
参加表明書等提出期限	令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時まで
書類審査結果通知	令和 8 年 7 月 28 日（火）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	令和 8 年 8 月下旬
最優秀提案者の決定	令和 8 年 9 月上旬

5. 公募書類等の入手方法

参加表明書等の公募書類の入手方法は、次のとおりとする。

（1） 配布期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時まで

（2） 入手方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）」内からダウンロードすること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

6. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し不明な点がある場合は、次により質問書（様式 4）を提出すること。

（1） 提出期限

令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 5 時まで

（2） 提出方法

「1 2. 連絡先」に電子メールで提出すること。送信後にメール送信の確認の連絡をすること。

※メールの件名は「【法人名】桜井東中学校区義務教育学校制服等製造事業者選考に係る公募型プロポーザル」とすること。

(3) 回答方法

令和8年7月14日(火)にホームページの本プロポーザル実施に関するページ内において公開する。ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。回答内容は本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱う。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7. 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和8年7月21日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、封筒の表に「桜井東中学校区義務教育学校制服等製造事業者選考に係る公募型プロポーザル」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限必着とし、事故等による未着については、本市では責任を負わない。

(3) 提出場所

「12. 連絡先」に記載の連絡先に提出すること。

(4) 提出物

下記の書類を提出すること。

	書類名	添付書類
1	参加表明書兼誓約書（様式 1）	桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者で無い者にあつては、次の書類。 <u>なお、写し可とする。</u> 1. 印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの） 2. 登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの） 3. 次のいずれかの直近期 1 年分の納税証明書 a. 桜井市内の事業者…税務署発行の納税証明書及び桜井市税務課発行の納税証明書 ※桜井市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む b. 桜井市外の事業者…税務署発行の納税証明書
2	事業者概要書（様式 2）	会社概要パンフレット等
3	業務実績調書（様式 3）	業務実績を示す資料（契約書等の写し）

※参加表明書提出後に提案を辞退する場合、参加辞退届（様式 7）を提出すること。

(5) 参加資格審査

提出された書類等に基づき参加資格を審査し、資格適合者には、令和 8 年 7 月 28 日（火）に書類審査結果通知を電子メールで通知する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

「12. 連絡先（事務局）」に電子メールで提出すること。送信後にメール送信の確認の連絡をすること。

メールの件名は「【法人名】桜井東中学校区義務教育学校制服等製造事業者選考に係る公募型プロポーザル」とすること。ファイル形式は PDF 形式とし、ファイルのデー

タ容量が 3MB を超える場合は、複数回に分けて送信すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書提出届 (様式 5)

② 企画提案書 (任意様式、A4 版縦)

・企画提案書は、別紙「仕様書」を踏まえたうえで、商品の特徴や長所について記載すること。

- ・アフターサービスについてのメリット
- ・販売店との連携等
- ・その他アピールポイント

ただし、企画提案書には、事業者名が分かる文言やロゴマーク、その他事業者名を連想させるブランド名等を記載しないこと。

③ 見積価格提案書 (様式 6)

④ 見本品 (サンプル) の提出

プロポーザルの評価対象として、以下の見本品 (各 1 着) を提出すること。

前期課程：上着 (イートン型)、ポロシャツ (長袖及び半袖)、半ズボン・スカート (夏用素材、冬用素材)、付属品 (提案がある場合)

後期課程：上着 (ブレザー型)、ポロシャツ (長袖及び半袖)、スラックス・スカート (夏用素材、冬用素材)、付属品 (提案がある場合)

※提出・展示に関する注意事項

- ・ 提案は、前期課程及び後期課程それぞれにつき 1 案 (1 デザイン) とする。
- ・ 見本品 (サンプル) はプレゼンテーション審査当日、提案者の責任において会場へ持参・設置すること。
- ・ サンプル展示にマネキンを使用する場合、その数は合計 8 体以内とする。
- ・ 前期課程の上着に配置する校章のデザインについては、現在未定のため、見本品 (サンプル) においては、配置位置、大きさ、及び加工手法 (刺繍・ワッペン等) を確認するための「参考 (仮のデザイン)」を配置して提示すること。

(4) 企画提案書記載上の注意

ア 日本語で記載し、横書きとすること。

イ 目次及びページ番号を付与すること。

ウ 文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。

エ A4 サイズでレイアウトは縦、10 ページ以内（表紙や目次は含まない）とすること。

(5) 提出期限経過後における参加事業者の都合による差し替えは認めない。ただし、誤字脱字等の軽微な修正で、事前に検討委員会が承認した場合はこの限りでない。

9. プレゼンテーション審査

(1) 審査日時

令和 8 年 8 月下旬予定

(2) 実施場所

桜井市役所内会議室を予定。

※(1) 及び(2)の詳細については、書類審査結果通知にて通知する。

(3) 出席者

審査に出席できる者は、3 名以内とする。

(4) 実施内容

ア プレゼンテーションは、提出された企画提案書及び見本品（サンプル）を使用した提案説明が 20 分、質疑応答が 10 分の合計 30 分間とする。

イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。また、新たな資料の提出は認めない。

(5) その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

イ 選考の際に委員には事業者名がわからない状態で審査を行うため、審査当日は、事業者名が分かるような発言・表示を行わないこと。

(6) 審査及び選考

① 審査・選考方法

桜井東中学校区義務教育学校制服等検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、別紙「評価基準書」に基づいて審査し、最優秀提案者の選考を行う。

② 審査結果

審査結果については、電子メールにて通知するとともに、桜井市ホームページに最優秀提案者を掲載する。なお、審査結果で非選定通知書を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 提出書類等の提出方法、提出期間等が本実施要領に適合しない場合
2. 提出書類等に虚偽の記載又は不正があった場合
3. 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
4. 見積書の記載金額が、上限価格（税込）を超えている場合
5. 審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合
6. 複数の企画提案書を提出した場合

11. その他

1. 最優秀提案者と協議を行い最終仕様の決定をし、覚書を締結する。
2. 決定したデザイン等の権利は、桜井市教育委員会（開校後は学校）に帰属する。
3. 決定した業者は、広報用写真撮影やモデル対応、販売店・生地メーカー等との調整を誠実に行うこと。
4. 制服と同一コンセプトに基づく体操服等のトータル提案に協力すること。

5. 検討委員会は非公開とする。
6. 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
7. 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
8. 提出書類は返却しない。
9. 提出書類等は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）に基づき、その全部又は一部を公開することがある。
10. 使用する言語は日本語とし、通貨および単位は、日本国通貨、日本の標準時および計量法に定める単位とする。
11. 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 2. 連絡先（事務局）

桜井東中学校区義務教育学校開校準備委員会

（桜井市教育委員会事務局教育総務課内）

住 所： 〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

電 話： 0744-42-9111（内線 8114）

F A X： 0744-45-0962

電子メール： ky-somu@city.sakurai.lg.jp